

## 会 議 経 過 報 告

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会  
日 時 平成22年7月27日(火)午後2時~午後4時15分  
場 所 厚木市役所本庁舎 3階 特別会議室  
出席者 【構成員】 11人 厚木市5人、愛川町3人、清川村3人  
【組 合】 5人 宮台副管理者(あいさつのみ)  
事務局職員4人

### 【会議概要】

- 1 開 会
- 2 あいさつ 宮台副管理者
- 3 自己紹介 委員自己紹介、組合職員紹介
- 4 案 件

#### (1) 会長及び副会長の選出について

構成員の任期満了により会長及び副会長が不在のため、事務局長が仮議長となり進行。

事務局から厚木愛甲環境施設組合事業懇話会設置要綱により、懇話会の会長及び副会長の選出について説明。

構成員の互選により、会長に厚木市の高橋京一氏、副会長に愛川町の高橋篤則氏が選出される。

(会長あいさつ)

#### (2) 平成22年度組合事業について【資料1】

事務局から資料1により説明。

#### 【質疑等】

委 員) 広報紙の発行について、平成21年度から新聞折込部数が減った理由と今年度からJAに配架しているが費用が掛かっているのかお聞きしたい。

事務局) 新聞折込部数が減っているのは、新聞購読者数が減少しているためです。JAに配架している費用については、一切掛かっておりません。

委 員) 意見ですが、組合議会が傍聴できますので、懇話会の委員さんにも組合議会を傍聴していただいた方が良いのではないかと思います。

それから、事業懇話会の件ですが、視察の機会を作っていただいているので、ぜひ参加していただきたいと思います。

事務局) 組合議会は8月と3月の年2回開催されます。

委 員) 厚木市、愛川町、清川村、どこの議会も傍聴できるのです。そこに住んでいなくても簡単な手続きで傍聴できます。同じように組合議会も当日に来て受付すれば傍聴ができます。

事務局) 傍聴について、定数を越えた場合はくじ引きとなっておりますので御理解をお願いします。

それから組合議会の本会議の場所でございますが、厚木市市役所5階の第2委員会室になっております。

会 長) 傍聴は、事務局へ懇話会委員の優先予約というのはできるのか。

事務局) 申し訳ありませんが、優先予約はできません。

会 長) 行って初めて傍聴できるか分かるということですか。先着順ですか。

事務局) 規定の人数を越えた場合は抽選となりますが、規定の人数以下であれば全員傍聴できます。

委 員) 来られた方は全員傍聴できると言われましたが、身分の照会はしていないのですか。

事務局) 住所と氏名は書いていただくことになります。

委 員) 傍聴者のチェックもこれから必要ではないかと思うのですが。

事務局) 一般的には身上を問うというのは難しいと思います。ただ、議場内でその中の秩序を乱すようなことがあれば当然排除という対応になるかと思えます。

会 長) 先ほど委員さんから意見のありました事業懇話会の施設見学についてですが、なるべく多くの委員さんへ参加していただきますようお願いいたします。

### ( 3 ) 施設整備の進ちょく状況について【資料 2】

事務局から資料 2 により説明。

委 員) 最終処分場ですが、安定型で造るのか、管理型で造るのか。

事務局) 管理型でございます。

委 員) 厚木市環境センターの延命措置について、延命措置の工事期間はごみの受入れをストップすることはありますか。

事務局) 機能回復の工事のため、厚木市環境センターが動かせなくなることもあります。

委 員) 期間的にはどの位か。

事務局) 厚木市環境センターの工事自体は、組合ではなく厚木市が行います。組合が整備する新中間処理施設が稼働する平成 3 2 年度まで今の厚木市環境センターがもたないということで延命措置を行います。工事期間については、詳しい期間は分かりませんが工事期間全部ではなく炉を止めるとかそういった期間は処理できないと聞いております。

委 員) 厚木市環境センターの工事は厚木市がやるということですね。

事務局) あくまでも組合というのは、施設建設の部分でございまして、それと新しい施設ができた場合の施設の管理運営の部分でございまして、現状の部分とごみの収集運搬、ごみの減量化や資源化の施策は構成市町村でやっていただくことになっております。

委 員) 中間処理施設の稼働目標が平成 3 2 年度で、最終処分場の稼働目標が平成 2 8 年度となっておりますが、当初計画では新たな中間処理施設で処理したものを最終処分場に入れるということであったと思いますが、最終処分場が早くできるということは今の厚木市環境センターのごみを入れるということですよ。

事務局) 平成 2 8 年度から平成 3 1 年度までは、厚木市環境センターから出るものについて埋立てさせていただき、平成 3 2 年度からは新中間処理施設からのものを搬入させていただきたいということで、清川村と地元で調整が済んでいる状況でございます。

委 員) 地元住民の方から聞いた話では、反対したのですがといった意見もあり、その辺はどうなってしまったのでしょうか。

事務局) 清川村が調整した中で、あくまでも条件付の受入れということで、その中の条件としてもこちらの条件については御了解いただいたものと認識しております。

委員)出てくるごみの安全性の問題だと思うのですが、クローズド型で水とか地下水とか影響ないと言われるかも知れませんが、やはり安全性が一番心配なのですが。

事務局)安全性については一番心配な部分だと思いますが、組合が計画している最終処分場は、洗い出した水は循環式と言いまして外に放流するのではなく水処理して再利用する計画でございますので、御理解いただければと思います。

委員)中間処理施設について、現在、東京都で問題になっている水銀の含まれた廃棄物が相当搬入されているという状況で稼働をストップしていますが、その辺の対応も考えていかなくてはならないのかなと思います。

事務局)組合が整備する新中間処理施設について、今後、施設整備基本計画を策定します。施設整備基本計画については、厚木市の候補地が決まって地元の合意が得られなければ策定できません。従いまして現段階でいきますと、計画策定の中で安全面の対応とか詳細を進めていきたいと考えております。

委員)事業所から出ている廃棄物について、厚木市の場合はマニフェスト伝票は発行していますか。

事務局)厚木市では、おそらく発行していないと思います。

会長)市ではなくて業者がやっているということですか。

委員)当然、業者が発行するのですが、それは排出事業者が発行しなければならない内容なのですが、それを厚木市で義務付けているのかどうか。

事務局)その件につきましては、組合ではなく厚木市の担当範囲となってしまいます。おそらく産業廃棄物と同じような扱いで、出たごみに名前を付けて最後までどうなったか分かるようしているのかといった内容の質問だと思いますが、今後構成市町村で話し合いをしながら進めていくような問題ではないかと思います。

委員)減量化及び資源化の目標で、現在の達成度はどの位なのか。

事務局)ごみの実績というのは、ごみが出た年度の翌年度の終わり頃にならないと実績が出ません。現在で分かっているのは平成20年度の実績で、構成市町村全体の量としては減量化率が平成9年度比11.6パーセントで目標を達成していますが、資源化率は15.6パーセントと目標は達成できていない状況でございます。

## 5 その他

事務局からは特になし。

なお、構成員から事業懇話会報酬等について、意見があった。

## 4 閉 会 高橋副会長